

平成24年度支部座談会および各地域別座談会 ご意見・ご質問の回答について

以下のとおり、各会場でいただきましたご意見・ご質問に対し、主なものについてお答えいたします。

- P. 1～3 【農地利用集積円滑化事業について】
- P. 4 【J A大井川農業振興支援対策について】
- P. 4～5 【茶業について】
- P. 5～6 【営農全般について】
- P. 6～7 【肥料・農薬・農機具について】

【農地利用集積円滑化事業について】

※農地利用集積円滑化事業とは

農地等の効率的な利用に向け、行政と連携し所有者から委託を受けたり、農地の売買や貸借などを行います。

Q. この事業のメリットは何ですか。

A. この事業は、これまでの農地保有合理化事業・農用地利用増進事業に続く事業で、土地持ち非農家を中心として、離農・規模縮小等が予測される農家の農地を担い手に集積することで、持続可能な農業を構築することを目的としています。

J Aが仲介することで、契約期間が終了すれば自動的に農地の利用権が戻り、借り手側に小作権が発生しないことや、農業者年金等の受給にも支障を来すことはありません。

また、農業委員会への手続きや小作料の収受等も中間保有者であるJ Aが行い、担い手に農地を提供することで、耕作放棄地の解消も期待できる制度です。

Q. 市街化地域では、この事業が適用されないが、これに代わるものはないのか。

A. 都市計画法に定められた市街化区域は、優先的かつ計画的に市街化を進める区域とされており、この地域に存する農地は、特例による届出により宅地並課税等の減免措置が講じられているのが現状です。従って、現在の法制度では市街化区域内の農地をJ Aが中間保有し農地の利用集積を行うことはできません。

市街化区域における農地は法的に拘束されるため、農地を農地として活用する利用集積事業の代替となる方策は限定されているのが現状です。

Q. 面積は10アール以上ないと引き受けしてもらえないのか。

A. 規程上は面積の制約は一切なく、10アール以下でもお引き受けできますが、事業の目的が農地を集積して担い手が効率的な農業を行うことにありますので、極端に狭い面積では受け手がいない可能性が考えられます。

Q. 農業委員会とどう違うのか。

A. 農業委員会は、日本の市町村に置かれる行政委員会。地方自治法のほか、農業委員会等に関する法律に規定され存在している組織で、農地の貸借や所有権移転又は農地の地目の変更等への許認可権限があります。

農地利用集積円滑化団体とは、農地の所有者と利用者の間にそれぞれの契約の相手となり農地を一時的に契約上中間保有し、農地集積の調整機能を持つ組織であって、すべての関係する契約は農業委員会への公告を申請し許可を受けます。

Q. 土地の賃借料の相場がわからないので、基準的なものがほしい。

A. かつては農業委員会が標準小作料を提示していましたが、農地の条件や借入希望の需給需要によりその金額は大きく変動するため、それぞれの地域の農地需要状況により大まかな金額が存在する地域もありますが、あくまでも目安であって強制力はなく、貸し手と借り手の合意によって決定されるものです。

Q. 耕作地・耕作放棄地の水・草等の管理防除について、どう考えているか。

A. 管内では特に都市化・混住化が進む南部地域、過疎化が進む北部地域に共通した課題が耕作放棄地における水・草等の管理で、特に南部地域では相続財産の所有権や、債権回収に関連した質権設定など、複雑な要因が潜む農地も多いことが報告されています。

耕作放棄地の解消に向けて関係する市農業委員会・町農政部署においても定期的に巡回調査を実施しているので、関係者がその情報を共有することが第一であると考えます。

Q. 耕作放棄地は管内にどのくらいあるのか。

A. 下記、表のとおりであります。

(単位:ha)

販売農家	2005 農林業センサス		販売農家	2010 農林業センサス	
県合計	3,352		県合計	2,850	
旧焼津市	32	50	旧焼津市	23	34
旧大井川町	18		旧大井川町	11	

旧藤枝市	122	160	旧藤枝市	126	165
旧岡部町	38		旧岡部町	39	

(単位:ha)

販売農家	2005 農林業センサス		販売農家	2010 農林業センサス	
県合計	3,352		県合計	2,850	
旧島田市	29	58	島田市	64	
旧金谷町	24				
旧川根町	5				

旧中川根町	2	5	川根本町	10	
旧本川根町	3				

Q. 耕作放棄地を減らすためにも、担い手育成はどのように考えているのか。

A. 各地区での複合作物の研究等によりその農地の特性を生かした作物の導入の栽培し検討を実施し、まんさいかんへの出荷に結びつけるよう努めています。

Q. 耕作放棄地（荒廃農地）の指導について、どのように考えているか。

A. 組合員の皆様の高齢化と担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されるなかで行政においても解消に向けた対策が講じられています。JAでは農地利用集積円滑化事業を通じて担い手に農地を集積し地域農業を守ることと、複合作物や既存の園芸品目（レタス等）や加工キャベツ等の普及を図り耕作放棄地の解消に努めていく必要があります。

Q. JAでは貸農園事業はできないか。

A. 貸農園事業は水田高度利用の一環として補助事業に位置づけられた経過があり、民間団体等でも市民農園整備法に基づき、トイレや駐車場などの付帯設備を整備した市民農園も出来ています。しかし、市民農園を農業経営として捉えた場合は、その収支均衡を図るのは難しく、全国的にも首都圏近郊の一部でしか優良事例がないのが実態です。

政権が再び交代し戸別所得補償制度の位置づけも流動的ですが、水田の活用方策として所有者が事業主体となり市民農園を整備する場合は、行政並びにJAに相談してください。

Q. JAで水稻の受託事業はできないか。

A. 農協法改正に伴いJA自身が農業経営事業を実施できるようになりましたが、当JAではまだ踏み切っていないのが現状です。やはり農業経営を実践する主体は組合員にあるものと考え、水田等の受託組織として農業生産法人の設立や、茶農協における生産法人化などを優先することを基本としています。

しかし、耕作放棄地の解消や担い手の育成手段として、JAの経営責任に基づいた農業生産法人設立については、今後も引き続き検討を進めます。

【JA大井川農業振興支援対策について】

※農業振興支援事業とは

JA大井川独自の支援事業で、農地の貸借やハウス建設、鳥獣被害対策などの助成をしています。

Q. 支援事業のなかに茶工場の機械更新への補助はあるか。

A. 茶工場の機械更新には多額の資金が必要となり、現在支援事業での補助はありません。

Q. 防霜ファンの修理代の補助をしてほしい。

A. 防霜ファン修理代の補助はありません

Q. 鳥獣被害対策事業はどの程度補助があるのか、電柵以外でも対象になるのか。

A. 電柵以外にも檻、柵、ネット等に電柵と同率の補助があります。

Q. 市街化区域では、支援事業の制約があるのか。

A. 農業振興事業はすべての組合員に等しく適用される事業で、市街化区域内農地でも支援事業の要綱に沿ったものであれば問題ありません。

特に、ハウス建設事業や複合作物普及など、まんさいかん安定出荷体制をめざした事業も積極的に推進しているため、営農経済センターに相談されることをお勧めします。

Q. 農地の借り手の管理負担（労働力、費用を含めて）が大きすぎる。支援事業の中に管理に対する補助金はないのか。

A. JAの農業振興支援事業の中にこれらの管理費を補助する項目があり円滑化事業により利用権設定を受けた農地であって年間を通して適正に管理されている場合について5,000円/10aを助成します。

Q. 支援の対象者は、支部長会に加入している組合員で、支援した施設で栽培した農作物を各業種部会やまんさいかん会員として出荷する人に限られるのか。

A. 支援の対象は、支部長会に加入していることが条件です。また、原則として、支援した施設で栽培した農作物をまんさいかんや各種部会会員としてJAに出荷することが条件です。

【茶業について】

Q. 今後の茶農協の再編計画はあるのか。

A. 平成24年度からJAの農業支援事業の中に①茶工場再編研究支援事業 ②既存協同主体型茶工場再編研究支援事業 ③茶園管理協業化研究組織支援事業があり、24年度は①の再編研究組織が管内で藤枝・島田地域に研究会が組織されました。また、②には管内で3つの協同工場へ自園自製農家が加入いたしました。③では川根地域に2つの協同摘採組合が誕生しました。25年度も引き続き支援していきます。

Q. 出荷方法（時間等）や幹旋手数料の改善はできないか。

A. 出荷方法は、改善できるか検討いたします。幹旋手数料については、茶商組合幹旋人との協議で決定しますので、変更できません。ご理解をお願いいたします。

Q. 急傾斜地の茶園を利用した複合作物について紹介していただきたい。

A. 複合作物として営農経済センターで取組んでいますが、急傾斜地では限定されます。地域により様々な複合作物の導入を試みています。

【営農全般について】

Q. 担い手の減少（後継者問題）について、どのように考えているか。

A. 担い手の育成は極めて重要な課題であると認識しています。管内のいちご・トマト等の施設園芸分野では、県の事業等を利用した新規就農者養成研修等を通じて、少ないながらも新規就農者の養成に務めていますが、初期投資のための資金確保等、様々な課題を抱えていることも事実であります。

今後は品目別に定められた技術原単位に基づき、「担い手・後継者」の確保が不可欠となる農業経営モデルを明示し、実現に向けた具体策を協議する必要があります。

Q. 兼業農家支援について、どのように考えているか。

A. 兼業農家の皆様の多くが高齢化し、担い手となる子弟が「土地持ち非農家」となるなかで、支部長組織座談会においても多くの意見・要望をいただいているところです。

定年帰農を選択される組合員の皆様には、農業振興支援事業による就農を支援するとともに、耕作放棄地が懸念される農地所有者には農地利用集積を進めるなど、兼業農家の皆様の需要に沿った対応を協議することが基本であると考えます。

Q. 米の価格について、どのように考えているか。もっと高くないか。

A. 今年度のお米の価格は昨年度に比べると1俵あたり2千円以上高くなっています。今後も農地集積等による経営の効率化を進め、受託農家を中心とした農家所得確保に努める一方、販売面では系統出荷を基本としながら、直売施設を有効活用し高品質な米を付加価値米として有利販売できる方策を検討します。なお、現在、政策要求しているTPP締結阻止に向けた活動を継続実施し、国産農産物の価格維持に努めます。

Q. まんさいかんの出荷者数の確保について、どう考えているか。

A. まんさいかんを拠点として地元農産物の提供に努めているところですが、店舗の品揃えという点で出荷者数の確保が大きな課題となっています。特に、高齢化と担い手不足による労働力低下が危惧されるため、新規出荷者を掘り起こすことと同時に、まんさいかん出荷者を専業農家に育成し、安定供給できる体制を検討します。

Q. まんさいかんの講習はもっとわかりやすい内容にしてほしい。

A. 各営農経済センターにて、講習会内容を吟味し開催しております。講習者においては、もっと細かな作物栽培技術を習得したいとのご意見もあります。今後につきましては、講習者のご意見も参考にしながら、各営農経済センターと連携を取り内容を検討していきます。

Q. 後継者の育成と合わせて、定年後の新規就農者を増やす目的からも講習会を開催してほしい。

A. 定年後に手持ちの農地を利用して野菜等を栽培し、まんさいかんへ出荷したいといった希望者は年々増加傾向にあります。このようないわゆる「定年帰農」を志す組合員のために、座学と現地実習からなる「アグリセミナー」（定員 25 名／年間）を開催し、野菜を中心とした栽培技術の研修事業を実施しています。

Q. まんさいかんの手数料 15%は、高齢者には高すぎる。

A. 県内ファーマーズマーケットにおいては、まんさいかんと同様に 15%の手数料にて販売しております。施設償却・管理費等を加味しますと、手数料の変更は厳しい状況ですので、ご理解をお願いいたします。

Q. 水稻苗の配達について、年々早くなってきているが調整できないか。

A. 水稻苗は、お客様の田植え日に合わせて、「撒種・出芽・緑化・硬化」といった一連の作業を進めていますが、特に「硬化」作業のためには広い面積を必要とします。しかし、現状では、育苗施設の面積にも限りがあり、年々田植え日が集中する傾向の中では、早めに配達せざるを得ない状況となっております。何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

【肥料・農薬・農機具について】

Q. JAと比較して、ホームセンターの肥料価格が安いのはなぜか。JAの肥料がもっと安くないか。

A. 農薬、肥料については、2ヶ月に一度、ホームセンターの価格調査をしています。

組合員に対しJAは予約を中心としてお願いをしています。予約を結集しロットを大きくすることにより経済連等と価格交渉をしています。その有利仕入れにより安くなった部分を組合員に対し奨励金と言う形で還元をしています。

JA管内の作物は多種類におよぶため、作物に合わせた多くの種類の肥料や葉面散布剤、土壌改良剤等を扱っており、ホームセンターの扱っている種類が10種類ぐらいに対し1,000種類以上もの取扱をさせていただいています。

また、配達、栽培指導、土壌分析、販売など用途に合わせた対応をさせていただいています。ホームセンターの決済は現金が基本に対し、JAは決済サイトを設け販売代金からいただくように取り組んでいます。今後も、仕入価格の圧縮を図り、低価格での販売ができるよう努力をいたします。

Q. 農機具が高くて購入・買換えできない。後継者・新規就農者への道筋をつけるためにも農機具のリース事業の導入をお願いしたい。

A. リース事業とは、借受者（農業者）が希望する物品（農業機械）をリース会社が借受者に代わりJAから購入して借受者に賃貸（リース）するものです。しかし、現在JA大井川ではこの形態による事業は行っていないため、これに換えて農機具のレンタル事業ができないか検討を始めました。検討の取組みとして、レタス部会の協力を得て、アンケート調査を行い、そのアンケートをもとに静岡県経済連と各地域の農機担当者（東部農機C，初倉、島田）との検討会（10月）を実施しました。レンタル事業の一日の流れとしては、①レンタル機の貸出前の状況確認 ②レンタル機の搬送 ③操作方法の説明 ④試運転の立会い ⑤レンタル機の返却 ⑥レンタル機の洗浄 ⑦雨天順延、故障対応 など、一日に占める時間が想像以上にかかり現状の人員では対応ができない等、意見・課題が多く出されました。今後も期待に答えられるよう協議・検討を継続していきます。

Q. 茶価が安いので農薬・肥料の価格を安くしてもらいたい。（大口購入の奨励措置等）

A. 農薬、肥料については、2ヶ月に一度、ホームセンターの価格調査をしています。

農薬は、ホームセンター102品目の内、JAの最高値引きで比較すると、83品目がJAの方が安くなっています。組合員に対しJAは予約を中心としてお願いをしています。予約を結集しロットを大きくすることにより経済連等と価格交渉をしています。その有利仕入れにより安くなった部分を組合員に対し奨励金と言う形で還元をしています。また、年間を通しての防除暦の作成や、茶期ごとの防除情報をFAX通信や各地の掲示板を使って、いち早くお知らせをしています。

肥料は、低価格商品として5種類の肥料を販売しています。お茶が中心の地域においては、お茶にあった肥料内容（成分）で設計されたものも多く販売させていただいています。また、年間を通し肥料が効率的に吸収できるよう、年間設計を提案しています。

ホームセンターより品数が豊富で、土壌診断などを実施し、その土地にあった肥料の提案もしています。

Q. 肥料農薬の決済時期について、引落時期によっては茶代金が入ってこないこともあり、地域性を考慮してもらいたい。

A. 肥料農薬の決済時期については、年間特約共同計算取扱要領により農産物ごと年間予約申込書により統一したものになっています。お茶については、平成22年度に春肥までの決済を6月から7月に一ヶ月延長しました。今後は、地域性も考慮しながら検討をしたいと思えます。

※ 今回掲載の質問に関する事、または、その他につきましては、企画広報課までお問い合わせください。（企画広報課 054-646-5115）

今後とも、組合員・地域のみなさまの期待に応えることのできるJAを目指し、役職員一同努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。